

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）」 追加公募要領

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）は、農林水産省が定める「農林水産研究基本計画」に則しつつ、民間企業、大学、国立研究開発法人、都道府県の試験場、地方独立行政法人等による生物系特定産業技術に関する研究開発を支援しています。

生研支援センターでは、平成28年度補正予算で措置された「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）」を国から交付された運営費交付金により実施するため、本事業で実証研究の実施を希望する研究機関等を一般に広く募りましたが、採択課題の無い公募課題があったことなどから、農林水産省農林水産技術会議事務局の指示により、追加公募を実施します。

追加公募への応募を希望される方は、本要領に従って提案書を提出してください。

1 事業概要

平成27年10月にTPP交渉が大筋合意したことに伴い、新たな国際環境の下で、我が国農林水産業・食品産業が持続的に維持・発展するためには、農林水産業の現場で求められている農林水産物・食品の輸出や外国産との差別化、現場の更なる生産性の向上等を可能にし、農林漁業経営体の所得を向上させる技術を生み出し、確実に農林水産業等の現場に実装することで、農林漁業経営体の技術力を向上させることが重要です。

また、昨年11月に新たに策定された「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月29日農林水産省・地域の活力創造本部決定）において、「農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備」の中で、「ICTやロボット技術等を活用した現場実証型の技術開発」を推進するとされました。

このため、国が定めた技術戦略に即した開発目標の中で、第1次公募において採択課題の無かった公募課題のうち、ICTやロボット技術等に関連する、農林水産省が別紙1において内容と目標を示した課題について、農林漁業経営体の参画の下、現場での技術実証を踏まえた技術開発を実施し、速やかな社会実装を目指す実証研究について、公募を通じて委託します。

○農業競争力強化プログラム

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/nougyo_kyousou_ryoku/attach/pdf/index-1.pdf

2 公募対象

生産性向上や差別化など、国が定めた技術戦略に沿って、企業、大学、研究機関、農林漁業経営体等が総力を結集して実証研究を行うものであり、「地域の競争力強化の方針（地域戦略）」と「地域戦略の実現に必要な技術体系の開発計画（研究計画）」を一体的に策定した「地域戦略・研究計画」（以下「提案書」という。）の公募を行います。

※ 同一の地域戦略で複数の研究計画を応募するなど、一体的に策定したとみなされないものは認められません。

加えて、農林水産業の現場ニーズに沿った実証研究とするため、また、農林漁業経営体の技術力を強化するため、研究の目標を明確にするとともに、農林漁業経営体の参画を得た上で、農林水産業の現場（例えば、生産に関する技術開発を行う場合は、農林漁業経営体等の経営の中）で実証研究を行うこととします。

実証研究の実施場所（研究・実証地区）については、基本的には参画する農林漁業者のほ場等で実施していただくこととなりますが、確立する技術体系が地域戦略の対象地域に速やかに普及できるよう、適切に設定してください。

なお、実施に当たっては、別紙3に従っていただきます。

3 応募要件等

（1）応募要件

応募に当たっては、次の要件を満たす必要があります。

- ① 「総合的なT P P 関連政策大綱」に基づく攻めの農林水産業への転換に必要な実証研究であること。
- ② 別紙1において提示されている技術課題の実証研究であること（提示されていない技術課題に係る研究項目については、研究計画の一部として提案された場合でも委託研究の対象とはなりません）。また、課題ごとの留意事項を遵守してください。
- ③ 研究機関、地方公共団体、農林漁業経営体、民間企業等により研究グループを構成すること。
- ④ 研究グループには、農林漁業経営体（別紙2で定める者）が必ず参画すること（（2）の1）の②の研究コンソーシアムの構成員となる必要があります。協力機関としての農林漁業経営体の参画だけでは認められ

ません。)

※ 参画する農林漁業経営体については、別紙6の提案書様式 様式1-3【研究グループの構成】の「研究計画の実施体制図（研究グループの関係図）」において、名称の後に「(農)」もしくは「(林)」もしくは「(漁)」と記載していただき、様式2-1【研究計画の内容】の2.(2)「農林漁業経営体の概要」の欄に、農林漁業経営体であることが確認できるように概要を記載してください。

記載がない場合や農林漁業経営体であることが確認できない場合は、不採択になる可能性があります。

また、参画している農林漁業経営体に開発目標の妥当性等の観点から提案書を確認していただき、同意を得てください。

- ⑤ 研究グループには、原則として、地方公共団体（行政又は普及組織のいずれか、もしくは両方）が参画（協力機関としての参画を含む。）すること。

ただし、農林漁業者団体等を単位とする地域戦略を策定する場合であって、当該農林漁業者団体等が技術体系の普及に取り組む場合は、地方公共団体の代わりに農林漁業者団体等の参画（協力機関としての参画を含む。）で可とします。

- ⑥ 社会実装を図る技術の内容（機械・プログラムの開発等）に応じて、研究グループには、原則として、市販化を担当する民間企業が参画（協力機関としての参画を含む。）すること。
- ⑦ 研究期間終了後、実証研究によって確立された新たな技術体系の効果の検証や改良、システムのメンテナンスや基本データの更新等をどのように行うのかなど、研究期間終了後においても研究成果の活用が十分になされるような継続的な研究実施体制を整備すること。
- ⑧ 「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」、「農林水産業の革新的技術緊急展開事業」、「平成26年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（大規模導入実証）」、「革新的技術開発・緊急展開事業（うち地域戦略プロジェクト）」等、実証研究・実証事業等（他省庁の事業等を含む。）で実施した実証研究等の成果を活用して応募する場合にあっては、当該事業で実施した実証研究等の研究内容、研究成果に係る評価・分析及び本事業で新たに取り組む意義・必要性を整理すること。

(2) 資格要件等

1) 研究グループの要件

委託事業は直接採択方式であり、実証研究の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、研究グループが実証研究を受託しようとする場合には、次の要件を満たすとともに、研究グループに参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究代表機関（以下「代表機関」という。）から行っていただく必要があります。

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参画する全ての研究機関等が同意していること。
- ② 研究グループと生研支援センターが契約を締結するまでの間に、研究グループとして、次のいずれかの方式により研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を設立することが確実であること。
 - ・ 実施予定の試験研究計画に関する規約を策定すること（規約方式）
 - ・ 研究グループ参加機関が相互に実施予定の試験研究計画に関する協定書を交わすこと（協定書方式）
 - ・ 共同研究契約を締結すること（共同研究方式）

採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関の変更等重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

2) 代表機関の資格要件

代表機関は、次の要件を満たす必要があります。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等（※）であること。

※ 法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

- ア 研究開発を行うための研究体制、研究員等を有すること。
- イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

- ② 平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。

提案書提出時に競争参加資格のない者は、委託契約（平成29年6月を予定）までに競争参加資格を取得してください。資格の取得には

時間を要しますので、提案書の提出後、速やかに申請を行ってください。また、資格が取得できなかった場合は、採択を取り消します。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。

詳しくは、以下を御覧ください。

(<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/h28-yukoshikaku.html>)

代表機関が、平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(調査・研究)」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。

(<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>)

- ③ 委託契約の締結に当たって、生研支援センターから提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。
- ⑤ 応募者が受託しようとする実証研究等について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者及び経理責任者を設置していること。

(3) 「研究ネットワーク」との連携

情報や研究に係る資源を集積することで、相乗的かつ迅速な技術開発とその成果の社会実装を促進する戦略的な技術開発体制の構築を図るため、農林水産技術会議事務局では、「研究ネットワーク形成事業」等により、拠点となる機関を中心に、ある共通の研究テーマについて、恒常的に情報共有、人材交流、共同研究等を行う、企業、大学、研究機関、農林漁業経営体等から成る研究ネットワークの形成を推進しています。経営体強化プロジェクトで採択候補となった提案の研究グループ構成員については、該当する研究ネットワークへ参加いただくことが採択の条件となる場合があります。また、研究ネットワークから提案され採択されたものは、研究の進捗状況の共有及び研究ネットワークにおけるノウハウの蓄積のため、年に1～数回程度の検討会を実施していただきます(当該検討会の開催に要する経費相当として、委託額に一定額を加算します。)ので、あらかじめ御承知おきください。

「研究ネットワーク形成事業」で採択されているかどうかにかかわらず、研究ネットワークを形成し、その研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが応募する場合は、当該研究ネットワークについて、様式に必要事項を記入してください。経営体強化プロジェクトに採択された場合は、

記載いただいた研究ネットワークの内容（研究ネットワーク名、対象テーマ、構成員等）について公表させていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案については、審査において研究ネットワークの内容（ネットワークの大きさ・活動内容等）に応じて優先（審査において加点）します。

- 「革新的技術開発・緊急展開事業」全国説明会資料の資料4を参照
<http://www.s.affrc.go.jp/kakushin/H28kakushin.htm>

（4）研究グループ間の連携

効果的・効率的な技術開発を推進するため、関連の強い複数の研究グループが共同して技術開発を進めることが適当と認められる場合には、当該複数の研究グループの連携や統合を採択の条件とさせていただく場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

（5）「知」の集積と活用「産学官連携協議会」との連携

農林水産・食品分野と異分野の新たな連携により、我が国農林水産・食品産業のオープンイノベーションを推進するため、農林水産技術会議事務局では、新たな産学連携研究を促進する仕組み（「知」の集積と活用「場」づくりを進め、平成28年4月に「知」の集積と活用「場」産学官連携協議会（以下「産学官連携協議会」という。）を立ち上げています。経営体強化プロジェクトの実施に当たっては、この産学官連携協議会と連携しつつ、農林水産・食品産業の成長産業化のため、商品化・事業化に繋がる研究開発を進めていくことが重要と考えています。

農林水産技術会議事務局では、産学官連携協議会の下、研究領域ごとに研究開発プラットフォームの形成を推進しています。経営体強化プロジェクトで採択された提案で研究領域に合致するものについては、該当する研究開発プラットフォームへ積極的に参加いただき、研究代表者と研究開発プラットフォームのプロデューサー人材との意見交換等を通じてコンソーシアムの更なる研究開発の加速化を図っていただくことについて御協力をお願いすることとしていますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、「知」の集積と活用「場」産学官連携協議会（以下「協議会」という。）への届出が公募開始（平成29年3月29日）までに受理された研究開発プラットフォームに所属する研究コンソーシアムからの提案であって、

提案内容が当該研究開発プラットフォームの目的と合致しており、当該研究開発プラットフォームのプロデューサーが協議会と連携して研究開発を行うことに同意している場合には、審査において優先（審査において加点）します。

ただし、（３）研究ネットワークとの連携において、研究ネットワークからの応募として加点された提案については、研究開発プラットフォームからの応募としての加点はいたしません。

○「知」の集積と活用場の産学官連携協議会の会員募集等について

<https://www.knowledge.maff.go.jp/>

（６）ＡＩ・ＩｏＴ・ロボット技術・ＩＣＴ等の活用

提案書を作成する際は、平成２８年１月２９日に開催された第４回「スマート農業の実現に向けた研究会」において取りまとめられた「ロボット技術・ＩＣＴの今後重点的に取り組む課題について（案）」及び平成２８年１１月９日に開催された第５回「スマート農業の実現に向けた研究会」において取りまとめられた「人工知能やＩｏＴによるスマート農業の加速化（案）について」を参考にしてください。

また、内閣官房情報通信技術総合戦略室では、関係府省と連携して、農業情報化に関する個別ガイドライン及び農業ＩＴサービス標準利用規約ガイドを策定・公表しておりますので御活用ください。

○ロボット技術・ＩＣＴの今後重点的に取り組む課題について（案）

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_smart_nougyo/pdf/02_kadai.pdf

○ＡＩやＩｏＴによるスマート農業の加速化（案）について

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_smart_nougyo/attach/pdf/kenkyu_kai05-6.pdf

○農業ＩＴシステムで用いる農作業の名称に関する個別ガイドライン（本格運用版）

http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/nousagyou_guideline.pdf

○農業ＩＴシステムで用いる環境情報のデータ項目に関する個別ガイドライン（本格運用版）

http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/kankyou-jouhou_guideline.pdf

○農業ＩＴシステムで用いる農作物の名称に関する個別ガイドライン（試行版）

http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/nousakumotsu_guideline.pdf

- 農業情報のデータ交換のインタフェースに関する個別ガイドライン(試行版)

http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/interface_guideline.pdf

- 農業 I T サービス標準利用規約ガイド

http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/files/ITservice_guide.pdf

(7) 農林水産物・食品の輸出力強化

農林水産物・食品の輸出に関する提案を行う場合は、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」(平成25年8月29日)及び「農林水産物・食品の輸出に係る物流検討会のまとめ」(平成26年3月19日)及び「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月19日)に沿ったものとなるよう配慮してください。

- 農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略

http://www.maff.go.jp/e/export/kikaku/kunibetsu_hinmokubetsu_senryaku.html

- 農林水産物・食品の輸出に係る物流検討会のまとめ

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/butsuryu.html>

- 農林水産業の輸出力強化戦略

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yushutsuryoku.html>

(8) 農業研究者リストへの登録

技術的問題の解決に向けて最新の技術や研究成果を活用したいという農業生産現場からの要望に応えるため、農林水産技術会議事務局では、大学・公設試験研究機関・国立研究開発法人の農業研究者の情報(研究機関名、氏名、研究対象の作物・畜種、連絡先、研究成果に関するインターネット掲載情報等)を整理したリストをまとめ、平成28年8月からホームページに掲載しています。(URL: <http://www.s.affrc.go.jp/mieruka/index.htm>)

経営体の所得を向上させる技術を生み出し、確実に農林水産業等の現場に実装するという経営体強化プロジェクトの趣旨に鑑み、経営体強化プロジェクトへ応募される研究グループ参画者のうち大学・公設試験研究機関・国立研究開発法人の農業研究者の方は、上記URLのページから当該リストに積極的に御登録ください。

経営体強化プロジェクトに採択された場合は、研究グループ参画者のうち大学・都道府県・国の農業研究者の方に上記リストに必ず御登録いただくこととしておりますので、あらかじめ御承知おきください。

4 公募から委託契約までの流れ（予定）

平成29年3月30日（木）	公募要領の公表・公募開始
4月4日（火）	公募説明会（東京会場）
4月28日（金）12時	公募受付締切
5月上旬頃	書類審査
5月中下旬頃	面接審査
5月下旬頃	委託予定先の決定
6月上旬頃	地域戦略・試験研究計画書及びコンソーシアム設立規約の提出、契約締結の可否の審査
6月中旬頃	委託契約の締結

（注）スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。生研支援センターのウェブサイトで随時お知らせいたします。

5 応募手続について

（1）応募方法

応募に当たっては、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。<http://www.e-rad.go.jp/>（別紙5参照））を使用してください。代表機関の研究代表者が研究グループの研究内容をとりまとめ、応募してください。

e-Rad を利用するためには、研究機関及び研究者情報の登録が必要となります。登録手続には日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って登録手続をしてください。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません（詳しくは、e-Rad 担当窓口にお尋ねください）。

応募の際には、e-Rad 上で所属研究機関の事務代表者による応募情報（注）の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は生研支援センターに提出されませんので御注意ください。その他 e-Rad を使用するに当たり必要な手続については、e-Rad のポータルサイトを参照してください。

（注）応募情報

e-Rad では、研究代表者が入力した研究基本情報、研究組織情報、採択状況、生研支援センターが定めた応募様式に必要な事項を記載した「応募内容ファイル」に含まれる内容等を総称して「応募情報」といいます。また、

「応募情報」をPDFファイルに変換したものを「応募情報ファイル」、これを印刷したものを「応募内容提案書」といいます。

(2) 応募受付期間

本事業への応募期間は、平成29年3月30日（木）～平成29年4月28日（金）12：00までとします。システムの利用可能時間帯は、平日、休日ともに0：00～24：00です。

祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合は、システムの運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

(3) 応募書類

提案書の作成に当たっては、本要領に従い、別紙6の（提案書様式（記載例含む））に御記入ください。なお、提案書は日本語で作成してください。

(4) 応募に当たっての注意事項

- ① 本事業の応募の締切に遅れた場合には、受け付けません。
- ② e-Rad を使用しない方法（郵便、ファクシミリ、電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。
- ③ 応募受付期間終了後の応募情報ファイルの修正には応じられません。
- ④ 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ⑤ 次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。
 - ア 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
 - イ 提案書に不備があった場合は提案書の修正を依頼いたしますが、期限までに修正できない場合
 - ウ 提案書に虚偽が認められた場合

6 説明会の開催

当該公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。出席を御希望の方は、期限までに、別紙8の参加申込書に御記入の上、電子メールまたはFAXにてお申し込みください（会場の都合により、1機関当たりの参加者数を制限させていただく場合があります。）。

○ 東京会場説明会

- ・日 時：平成29年4月4日（火）13：30～15：30

- ・場 所：中央合同庁舎 4 号館 1 2 階 1 2 1 9 号室
- ・所在地：〒 1 0 0 - 0 0 1 3
東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1
- ・申込締切：平成 2 9 年 4 月 3 日（月） 1 2 : 0 0

参加申込方法

- ・ E-mail : kakushin_keieitai@maff.go.jp
- ・ F A X : 0 3 - 3 5 9 3 - 2 2 0 9

7 委託予定先の決定

(1) 選定方法

委託予定先の選定については、外部専門家（大学、企業などの研究者及び生産者等）、農林水産省等職員で組織する評議委員会において、(3)の審査基準に基づいて審査・選定を行った後、採択候補となる提案を決定します。審査に当たっては、必要に応じて、応募者に、提案書の他に、別途追加資料等の提出等を求める場合があります。

審査は非公開で行われ、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。また、提案のあった研究計画の利害関係者は、当該提案の審査から排除されることになっております。

評議委員会の委員の所属、氏名等は、委託先決定後、生研支援センターの本事業に関するウェブサイト

(<http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/keiei/index.html>) で公表します。ただし、提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

採択は、(3)の審査基準に基づき採点を行い、基本的に、別紙1の公募課題ごとに最も優良な提案を採択します。ただし、1つの公募課題に対して、独自で優れた複数の提案があり、複数を採択することが適当だと認められる場合には、調整の上、複数を採択する場合や、採択に足る提案が無い場合には、採択する提案が無い公募課題が生じる場合もあります。

また、採択の条件として提案書の一部の内容とそれに係る参画機関の削除、修正や機器整備費、人件費等の減額を求める場合があります。

(2) 審査の手順

審査は、評議委員会による書類審査及び面接審査を行う予定です。

1) 書類審査

提案書をもとに評議委員が、(3)の審査基準に基づいた審査を行い、その結果に基づいて面接審査の対象とする提案書を選定します。

2) 面接審査

1) で選定された提案書について、評議委員が研究代表者等に対する面接審査を行い、採択候補となる提案書を選定します。

また、面接審査においては、研究グループに参画する農林漁業経営体及び地方公共団体の代表等の同席を求めることがありますので、御留意ください。

3) 採択決定

生研支援センターにおいて、2)の採択候補提案書について重複応募等をチェックした上で、最終的な委託予定先を決定します。

(3) 審査基準

評議委員会における書類審査及び面接審査の審査基準は以下のとおりです。

- ① 農林漁業経営体の所得向上等について、合理的な根拠の下、明確な数値目標が設定されているか。
- ② 研究開発された成果の普及体制、成果を普及する対象者及び地域、普及手法が十分なものとなっているか。
- ③ 新たな技術体系によって生産される農林水産物・食品の販路が確保されているなど、経営体強化に向けて実需者・消費者との連携が十分図られているか。
- ④ 提案内容が、経営体強化を実現する上で十分かつ適切な内容となっているか。
- ⑤ 提案内容の要素技術が、技術的に優れているか（既存事業での実績がある場合にはそれらとの整理・仕分けが行われているかも含む）。
- ⑥ 研究期間終了時まで提案内容の実現可能性があるか。研究期間終了後においても、研究成果の検証や改良を行うなどの継続的な研究を行える体制を有するか。
- ⑦ 研究開発された成果の普及の可能性はどの程度あるか（導入のし易さ、幅広い地域への波及可能性など）。
- ⑧ 研究計画の実現にとって真に必要な人件費や試験研究費の計上となっているか。
- ⑨ 加点要素については、以下について研究計画上適切な内容となっているか。

ア 「研究ネットワーク」から立ち上げられた研究コンソーシアムが「研究ネットワーク」の中核となる拠点機関の了解を得て応募した実証研究か。

イ 「知」の集積と活用の場合 研究開発プラットフォームに所属する研究コンソーシアムからの提案であって、提案内容が当該研究開発プラットフォームの目的と合致しており、当該研究開発プラットフォームのプロデューサーが協議会と連携して研究開発を行うことに同意している実証研究か。

(4) 面接審査の日程

面接審査は、平成29年5月中下旬頃に行う予定です。面接審査の対象となる応募者には、書類審査終了後に確定した日程を電子メールでお知らせしますが、書類審査の結果発表から面接審査の実施までの期間が短いので、御注意ください。

8 選定結果等の公表・通知

書類審査及び面接審査における選定結果については、e-Radによる提案時に付与される応募番号を生研支援センターのウェブサイト (<http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/keiei/index.html>) に掲載することで速やかに公表する予定です。不採択となった提案書については、不採択理由等を後日お知らせします。

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

また、委託予定先に採択された場合、速やかに地域戦略・試験研究計画書とコンソーシアム設立規約等、必要な書類を作成し、提出していただきます。提出していただいた資料を基に、契約締結の可否を決定します。

この他、必要に応じて、審査の過程で研究の実施に当たって見直しが必要とされた事項等を、採択に当たっての条件や研究実施に当たっての留意事項として付してお知らせします（審査の過程で機器整備に要する経費、人件費等を減額する場合があります。）。採択条件や留意事項については、試験研究計画書に反映して提出していただきます。これらの採択条件等が満たされないと判断した時には委託を行いません。

9 委託契約の締結

(1) 委託契約の締結

7 (1) により選定された委託予定先の代表機関と生研支援センターが直接委託契約を締結します (詳しくは別紙7を御覧ください)。

また、原則として各年度の委託金額については、試験研究計画に基づく研究成果の評価等の結果を踏まえ、予算の範囲内で年度毎に決定し契約しますが、基本的には平成29年度合計額よりも平成30年度が、平成30年度よりも平成31年度が小さくなるようにしてください。

なお、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託契約先である代表機関について、特段の事情の変化があり契約の締結が困難と判断される場合には、コンソーシアム構成員のいずれかを代表機関に変更する場合があります。

(2) 翌年度の取扱い

平成30年度以降の試験研究計画は、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、平成30年度、平成31年度当初に改めて委託契約の締結を行うものとします。ただし、評議委員会における試験研究計画に基づく研究成果の評価結果及び執行委員会における研究の進捗状況の点検により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、翌年度の委託経費の削減、参加研究機関の縮減、委託の打切り等を行います。

また、予算節減の観点から、評価結果に関わらず、平成30年度以降の研究費については、節約・合理化を求める場合があります。

10 委託契約上支払対象となる経費

(1) 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

1) 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

① 人件費

本事業の試験研究計画に直接従事する研究代表者、研究員等の人件費。

なお、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人 (地方公共団体を含む。) については、常勤職員の人件費は計上できません。

② 謝金

外部専門家等に対する出席謝金及び講演、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金。

③ 旅費

国内外への出張や外部専門家等の招へいに係る経費。

④ 試験研究費

・機械・備品費

本事業の試験研究計画で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が10万円以上の物品とします。ただし、購入する場合と比較してレンタルやファイナンスリース、オペレーティングリースで委託研究経費が抑えられる場合は、経済性の観点から最適な方法を選択してください。なお、ファイナンスリースの場合は、リース契約期間を法定耐用年数以上、毎月均等支払とし、委託研究期間を超えるリース期間の支払いについては自費での対応となります。

また、購入の場合は、機械・備品費は、原則として、平成30年3月末までに使用してください。

・消耗品費

本事業の試験研究計画で使用するもので、機械・備品費に該当しない物品。

・印刷製本費

報告書、資料等の印刷、製本に係る経費。

・借料及び損料

物品等の借料及び損料。

・光熱水料

研究施設等の電気、ガス及び水道料。

・燃料費

研究施設等の燃料（灯油、重油等）費。

・会議費

委員会やアウトリーチ活動等の開催に係る会場借料等。

・賃金

本事業に従事する研究補助者等に係る賃金。

・雑役務費

物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等。

※ 研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが研究を実施する場合は、研究ネットワーク構成員からの指導・助言や研究ネッ

トワーク内の意見交換のための経費等研究ネットワーク活動に要する経費を含む。

⑤ その他必要に応じて計上可能な経費

外国人招へい旅費・滞在費、特許関連経費（※）等。

※ 本事業で得られた成果を権利化するために必要な経費（特許出願、出願審査請求、補正、審判等に係る経費）。なお、登録、維持に係る費用は受託者負担となります。

2) 一般管理費

一般管理費は④の試験研究費の15%以内を原則としつつ、研究代表者の申請に応じ、最大30%までの一般管理費の加算を認めます（その分の直接経費が減額されます。）。ただし、加算された一般管理費の配分先は、研究者又は研究者が所属する研究室等とします。

3) 消費税等相当額

1) 及び2) の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%。

※1 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本研究が占める割合（エフォート（研究専従率）※2）を人件費単価に乗じた額としてください。

※2 エフォート（研究専従率）

総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。応募書類に記載されたエフォートが著しく低いと判断された場合、面接審査の際にその理由を伺うことがあります。

※3 直接経費に計上できるものは、試験研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめ（研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが研究を実施する場合は、研究ネットワーク構成員からの指導・助言や研究ネットワーク内の意見交換を含む。）に直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。

また、人件費及び賃金は本事業に直接従事した時間数等により算出されることとなりますので、委託事業に従事する全ての研究スタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより委託事業に係る勤務実態を把握し、十分なエフォート管理（本事業に係る勤務実態の管理）

を行ってください。

さらに旅費については、出張内容と試験研究計画の関連を証明するため、出張伺いと出張報告書等を整備・保管してください。

- ※4 一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等、管理部門の経費となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分するなどして合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分してください。

(2) 研究費の翌年度への繰越し

研究費の翌年度への繰越しは、認められません。

(3) 購入機器等の帰属及び管理

受託者（試験研究計画を実施するコンソーシアムを構成する全機関をいう。以下同じ。）が委託契約に基づき「購入した機器類等の物品」の所有権は、委託試験研究の実施期間中は受託者に帰属します。受託者には、委託試験研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。委託事業終了後の所有権は生研支援センターに帰属することとなりますが、その後の継続利用については、別途、生研支援センターからお知らせすることとしています。

また、「購入した機器類等の物品」については、本事業の購入機器である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして明示してください。

委託契約に基づいて製作した試作品については、試作品本体や看板等への標示により、本事業によって製作した旨を明記してください。

1.1 研究開発の運営管理

生研支援センターは、研究代表者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

本事業の運営管理は、以下のとおり実施します。

- ① 生研支援センターは、事業全体の基本方針の決定、重要事項を審議するため運営管理委員会を設置します。運営管理委員会は、研究や行政の有識者で構成しています。また、本事業の円滑な運営を図り、運営に必要な事項を審議するため、PD（プログラム・ディレクター）を委員長、外部有識者、農林水産省農林水産技術会議事務局職員等を構成員とする

執行委員会を設置します。

- ② 試験研究計画の進行管理については、農林水産分野及び関連分野の専門的知見等を有する、研究分野ごとに体系P O（プログラム・オフィサー）、試験研究計画ごとに専門P Oを配置して行います。研究代表者は、専門P Oと調整を図りながら、研究の進捗状況の整理、試験研究計画案の作成等を行っていただきます。
- ③ 受託者におかれては、研究実施中から、参画する地方公共団体や農林漁業経営体等の意見も踏まえ、必要に応じて試験研究計画の見直し等も含めた対応を行うなど、経営体強化の実現に向けた取組を行ってください。

1 2 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組指針）※に基づき、公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただくこととなり、研究費の配分額等にかかわらず、積極的な対応をお願いします。

（※については、内閣府ウェブサイトをご覧ください。）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

1 3 研究成果の取扱い

（1）研究成果報告書等

研究代表者は、毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を取りまとめ、代表機関を通じて生研支援センターに提出するとともに、研究終了時から5年間は成果の活用状況を生研支援センターに報告していただきます。

また、研究代表者は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた実績報告書を、委託期間中、年度毎に生研支援センターが指示する時期までに代表機関を通じて提出していただきます。

（2）研究成果の発表

- ① 受託者は、論文、パンフレット、メディア（新聞、テレビ等）において、本研究課題に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその概要を研究成果発表事前通知書に記載し、代表機関を通じて生研支援センターに報告してください。公表することとなった成果については、事業方針や知的財産権に注意（出願前に研究成果の内容を公表した場合、新

規性が失われるため、一部例外を除き、知的財産権を取得することができなくなります。) しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、成果の公開・普及に努めてください。

- ② 公表に当たっては、本研究課題に係る活動又は成果であることを明記してください。
- ③ 本事業終了後においても、研究成果を公表するときは、あらかじめ研究成果発表事前通知書を生研支援センターに提出してください。
- ④ 本事業の研究成果については、本事業終了後、生研支援センターが、研究成果発表会や冊子等により公表します。その際、研究機関等に協力を求めることがありますので御承知おきください。
- ⑤ 得られた成果について知的財産権を取得した場合又はそれを公表した場合は、可能な限り第三者に公開及び閲覧が可能な状態を確保するように努めていただきます。

(3) 知的財産マネジメント

「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年2月農林水産技術会議決定)に基づくほか、研究の開始段階においては、コンソーシアム内での知的財産の取扱いに関する基本的な方針について、知的財産の基本的な取扱いに関する合意書(以下「知財合意書」という。)を作成の上、合意していただきます。その際、コンソーシアム内から得られた知的財産は、コンソーシアムの構成員が自由に使用できるようにする等、研究成果を迅速に商品化・事業化につなげていけるよう、柔軟な対応を検討するよう努めていただきます。また、研究期間中においては、知財合意書に基づき、研究の進行管理のために設置する研究推進会議等において、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化の決定や実施許諾に関する調整等の知的財産マネジメントに取り組んでいただく必要があります。

また、知財合意書及び権利化等方針の作成においては、研究成果の海外流出を防止する観点から適切に対応してください。

(4) 研究成果に係る知的財産権の取扱い

研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度(産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第19条)等に基づき、受託者が以下の事項の遵守を約すること(確認書の提出)を条件に、生研支援センターは受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。ただし、生研支援センターに提出された著作物等を成果の普及等に利

用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研支援センターに許諾していただきます。

※ 知的財産権とは、特許権、特許権を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、外国におけるこれらの権利に相当する権利、著作権及び指定されたノウハウを使用する権利をいいます。

- ① 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に生研支援センターに報告すること。また、特許権等の出願等や登録等を行った場合には、定められた期間内に生研支援センターへ報告すること。
- ② 主務大臣（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第22条第1項に規定する主務大臣をいう。）の要請に応じて、生研支援センターが公共の利益のために当該知的財産権を特に必要とする場合は、無償で実施許諾又は利用する権利を生研支援センター又は生研支援センターが指定する者に許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していない場合は、生研支援センターの要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転、独占的通常実施権の許諾又は専用実施権の設定を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ生研支援センターの承認を受けること。
- ⑤ 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ生研支援センターの承認を得ること。
- ⑥ 当該知的財産権を放棄又は出願等を行っている知的財産権を取り下げようとする場合は、事前に生研支援センターへ報告すること。

なお、必要に応じて、コンソーシアム構成員のうち、一部の機関の間で持ち分を定めることができます。詳細については、生研支援センターにお問い合わせください。

(5) 知的財産権以外の研究成果の取扱い

受託者においては、知的財産権以外のものを含む全ての研究成果について、(1)にある研究成果報告書により、生研支援センターに報告していただきます。

受託者は知的財産権以外の研究成果について、当該報告書をもって、当該報告書の範囲内において保持・活用することが可能となります。

(6) 研究成果の管理

受託者は、次の事項について取り組んでいただきます。

- ① 研究1年目に研究成果の知的財産としての取扱い方針について、コンソーシアム内で議論していただき、その結果について報告していただきます。

また、受託者は、研究の進行管理のために受託者が開催する研究推進会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。

- ② 研究成果については、日本国内の農林水産業の振興に資するよう、適切に活用していただきます。この観点から、委託契約書に基づき、当該研究成果の活用を生研支援センターから働きかける場合があります。
- ③ 研究成果に係る知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議決定）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）に基づき、対応することとなります。

(<http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2014/pdf/life-sci.pdf>)

- ④ 受託者である法人と、その従業員の間の知的財産権の帰属については、受託者内部の話ではありますが、受託者において職務発明規程等が整備されていない場合、委託研究における知的財産権の帰属に当たり不都合が生じますので、契約締結後速やかに職務発明規程等を整備してください。

(7) 研究成果に係る秘密の保持

本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間の内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。なお、業務上の秘密である研究成果に関する情報を、第三者（コンソーシアム構成員以外の者）に提供する場合は、事前に生研支援センターと協議する必要があります。

(8) 参画する農林漁業経営体に関する情報の取扱い

本研究開発の研究成果等の公表等に当たり、経営体の経営に関するデータを取扱う必要がありますので、事前にコンソーシアム構成員間でその

取扱いについて取決めを行っていただく必要があります。

1.4 試験研究計画の評価等

(1) 試験研究計画の評価

生研支援センターは、「基礎的委託研究事業実施規程」（平成15年10月1日付け15規程第73号）及び「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）委託事業評価実施要領（後日策定）」に基づき、評議委員会において、試験研究計画の評価を実施します。

また、評議委員会による評価のほか、執行委員会においても研究の進捗状況の点検を実施します。評価結果は、試験研究計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

研究代表者は、試験研究計画の評価に必要な資料の作成等の協力をお願いいたします。

(2) 研究終了後のフォローアップ調査

研究成果の普及・実用化の状況等を把握するため、原則として、研究終了から原則として2年、5年を経過した時に、フォローアップ調査を実施します。ただし、2年経過時の調査で普及・実用化の状況が十分でない場合には、3年経過時等追加の調査を実施する場合があります。受託者には、フォローアップ調査に必要な資料の作成等が必要となりますので御承知おきください。

なお、調査結果は原則として公表いたしますので、あらかじめ御承知おきください。

1.5 不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複（※1）及び過度の集中（※2）の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2011/pdf/sisin_etc-05.pdf

に基づき、競争的資金に限らず本事業資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

(1) 応募書類への記載

本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的資金。以下「プロジェクト等」という。）の状況（制度名、試験研究計画名、実施期間、研究予算額及びエフォート（研究専従率））を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異

なる記載をした場合は、採択の取消し又は委託契約の解除、委託経費の返還等の処分を行うことがあります。

(2) 不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

※1 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の試験研究計画（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の試験研究計画について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の試験研究計画について、重ねて応募があった場合
- ・複数の試験研究計画の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

※2 過度の集中とは、同一の研究者又はコンソーシアム（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該試験研究計画に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

1.6 研究費の不正使用防止のための対応

(1) 不正使用防止に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付

け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「管理・監査ガイドライン」という。※)を策定しました。(※管理監査ガイドラインについては、<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm>を御覧ください。)

本事業で実施する研究活動には、管理・監査ガイドラインが適用されますので、各研究機関等においては、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な執行・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

また、採択から委託研究契約までの間に「研究倫理に関する誓約書」を提出いただく等、その実施状況について報告等を求めるとともに、必要に応じ、実地調査を行う場合があります。

(2) 不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び農林水産省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給(以下「不正使用等」という。)を行ったために、委託経費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

- ① 不正使用(故意もしくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。)を行った研究者及びそれに共謀した研究者
 - ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間
 - イ ア以外による場合
 - a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間
 - b a及びc以外の場合：2～4年間
 - c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間
- ② 不正受給(偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。)を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間
- ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分(上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。)の期間
- ④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務※に違反した研究者：当該競争的資金等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※ 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

本事業において研究費の不正使用等を行ったため、委託経費の全部又は一部の返還措置が取られた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、その情報を他の競争的資金等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の競争的資金等においても応募が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業への応募又は参加を認めないこととします。

なお、生研支援センターが公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じて対応しますので下記を御覧ください。

<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm>

1.7 虚偽の申請に対する対応

事業にかかる申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、試験研究計画に関する委託契約を取り消し、委託経費の一括返済、損害賠償等を委託先に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者等については、上記1.6(2)の不正使用等を行った場合と同様の措置を取ります。

1.8 研究活動の不正行為防止のための対応

(1) 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究の不正行為に関し「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。※）及び「農林

水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」(平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※)を策定しています。本事業で実施する研究活動には、これらの通知が適用されます。各研究機関においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出する必要があります(研究倫理教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません。)。また、研究活動の特定不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。(※)不正行為ガイドライン及び規程については、<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm> を御覧ください。

(2) 特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

- ① 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年
- ② 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の独立行政法人に情報提供しますので、他の事

業等においても申請が制限される場合があります。

1 9 指名停止を受けた場合の取扱い

談合等によって農林水産省から公募期間中に指名停止措置を受けている研究機関等が研究コンソーシアムに参画（協力機関としての参画は含まない）している提案書について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、公募期間終了後、採択までの間に、研究コンソーシアムに参画（協力機関としての参画は含まない）している研究機関等が指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

2 0 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、採択機関の選定以外の目的に使用しません。採択機関決定後は、採択機関に係る個人情報を除き全ての個人情報を生研支援センターが責任をもって破棄します。詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm)

この法律を遵守した上で、重複応募の制限に必要な部分のみ、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）を行うことがあります。

なお、採択された個々の試験研究計画に関する情報（試験研究計画名、研究概要、研究機関名、研究者名及び研究実施機関等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択課題に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研支援センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、府省共通研究開発管理システムを經由して、内閣府の「政府研究開発データベース（注）」へ提供されます。

（注）政府研究開発データベース

政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

2 1 中小企業の支援（中小企業技術革新制度：S B I R）

本事業は、「中小企業技術革新制度（S B I R）」の「特定補助金等」に

指定される予定です。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます（それぞれの制度を利用する際には、別途審査等が必要になります。）。

- ① 日本政策金融公庫の低利貸付制度が利用できます。
 - ※ 5年以内の貸付で担保・保証人がある場合。貸出条件等によって金利が変動します。
- ② 特許に係る審査請求手数料や特許料が軽減（半額）されます。
- ③ 資本金3億円を超える企業に対し、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます。
- ④ 国等の入札において、入札参加等級や過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になるように努めています。
- ⑤ 「S B I R特設サイト」において研究開発成果などの事業PRができます。

これら中小企業技術革新制度（S B I R）についての説明等は、S B I R特設サイトを御覧ください。（<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>）

2.2 動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知※）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

（※については、農林水産省のウェブサイト

（http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html）を御覧ください。）

2.3 法令・指針等に関する対応

本要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

（参考）安全保障貿易について

海外への技術漏洩への対処については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。物の輸出だけではなく技術提供（設計図・仕様書

・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供すること、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等)も規制対象となります。

詳細は、経済産業省安全保障貿易管理のウェブサイトをご覧ください。(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html)

2.4 問合せ先

本件に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を生研支援センターのウェブサイトにて公開する場合がありますので、御承知おきください。

記

○ 公募全般に関する問い合わせ

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課

担当者：小川、山下、渡邊、金子

TEL：03-3502-7437

FAX：03-3593-2209

E-mail：kakushin_keieitai@maff.go.jp

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）

新技術開発部革新技术創造課

担当者：菅谷

住 所 〒331-8537

埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2

(http://www.naro.affrc.go.jp/brain/shien/index.html)

TEL：048-669-9190

FAX：048-666-9267

E-mail：keiei-kyouka-web@ml.affrc.go.jp

○ 契約事務について

生研支援センター新技術開発部研究管理課

担当者：山崎、西村

TEL：048-669-9195

FAX：048-666-9267

○ e-Rad について

e-Rad ヘルプデスク

TEL：0570-066-877

03-5625-3961

(4月3日以降は03-6631-0622)

「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」ポータルサイトの「ヘルプデスクへのお問い合わせ」も御確認ください。

URL：<http://www.e-rad.go.jp/contact/index.html>